

資料4

県境不法投棄事案に係る代執行費用の徴収について

本県では、県境不法投棄事案における排出事業者の責任追及については、これまで、法違反排出事業者に対し、措置命令を行ってきたところであるが、平成16年11月に代執行による不法投棄産業廃棄物の撤去が開始されたことに伴い、以後、判明する法違反排出事業者に対し、代執行費用の徴収で行うこととする。

- 1 廃棄物処理法に基づき、代執行着手後に判明した法違反排出事業者から代執行による不法投棄産業廃棄物の撤去に要した費用を徴収することを県報により公告していること。
- 2 産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画書においても、代執行着手後に判明した法違反排出事業者については、代執行費用を徴収することとしていること。
- 3 平成16年度の代執行による不法投棄産業廃棄物の撤去処理に要した費用が確定したこと。

青森県報

号外第百十号

平成十五年
十二月十二日
(金曜日)

目次

公 告

○産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等の不明

(対県境再生策室生) …一

産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等の不明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)第十九条の八第一項第二号に規定する支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないので、同項後段の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 講すべき支障の除去等の措置

三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上二八地内に埋立処分された産業廃棄物であるプラスチック類、紙類、繊維類、ガラス類、金属類及び木片類等を圧縮したごみ固形物、燃え殻、汚泥、特別管理産業廃棄物である有害物質を含む廃油を含む堆肥、感性産業廃棄物その他の産業廃棄物並びに当該産業廃棄物により汚染されたと認められる土壤を撤去し、並びに当該産業廃棄物及び当該土壤を撤去した場所を適正に埋め戻すこと。

二 支障の除去等の措置を講すべき期限

平成十五年十二月二十六日
三 青森県知事による代執行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十九条の八第一項の規定に基づき、二の期限までに一つの支障の除去等の措置を講じないとときは、青森県知事が当該支障の除去等の措置を講じ、及び同条第二項の規定に基づき、当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収する。

【参考】産廃特措法に基づく青森県の実施計画抜粋

「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」

IV4

(1) 廃棄物処理法第19条の8第2項の規定による費用の徴収

- ① 廃棄物処理法第19条の5第1項の規定による措置命令の対象となる排出事業者で確知することができないものについては、特定支障除去事業に要する費用に係る求償権を担保するため、廃棄物処理法第19条の8第1項後段の規定による公告を行うこととする。
- ② 特定支障除去等事業の着手後に判明した廃棄物処理法第19条の5第1項の規定による措置命令の対象となる排出事業者については、廃棄物処理法第19条の8第2項の規定により当該特定除去等事業に要した費用を徴収することとする。